

単一等級の技能検定において実技試験に合格した者	同一の検定職種に係る単一等級の技能検定の実技試験の全部（単一等級の技能検定を受ける者（以下「単一等級受検者」という。）が実技試験の試験科目を選択することとしている検定職種に係る場合にあつては、単一等級受検者が当該合格した実技試験において選択した試験科目と同一の試験科目を選択して技能検定試験を受けようとするときに限る。）	同一の検定職種に係る単一等級の技能検定の学科試験の全部（単一等級受検者が学科試験の試験科目を選択することとしている検定職種に係る場合にあつては、単一等級受検者が当該合格した学科試験において選択した試験科目と同一の試験科目を選択して技能検定試験を受けようとするときに限る。）
-------------------------	--	--

当該検定職種に相当する免許職種に關し、職業訓練指導員試験に合格した者又は職業訓練指導員免許を受けた者	厚生労働大臣が別に定める他の法令の規定による検定若しくは試験に合格した者又は免許を受けた者	単一等級の技能検定の学科試験の全部
当該検定職種に相当する応用課程の高度職業訓練に係る訓練科に關し、的確に行われたと認められる技能照査に合格した者（特定職種以外の検定職種にあつては、当該技能照査に合格した後、当該検定職種に關し一年以上の実務の経験を有する者に限る。）	単一等級の技能検定の学科試験の全部	単一等級の技能検定の学科試験の全部

技能検定試験についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験の免除を受けることができる。	免除を受けることができる者	免除の範囲
一級、二級、三級、基礎一級又は基礎二級の技能検定に合格した者	同一の検定職種に係る基礎二級の技能検定の学科試験の全部	同一の検定職種に係る基礎二級の技能検定の学科試験の全部
一級、二級、三級、基礎一級又は基礎二級の技能検定において実技試験に合格した者	同一の検定職種に係る基礎二級の技能検定の実技試験の全部	同一の検定職種に係る基礎二級の技能検定の実技試験の全部
一級、二級、三級、基礎一級又は基礎二級の技能検定において学科試験に合格した者	基礎二級の技能検定の学科試験の全部	基礎二級の技能検定の学科試験の全部
当該検定職種に相当する免許職種に關し、職業訓練指導員試験に合格した者又は職業訓練指導員免許を受けた者	厚生労働大臣が別に定める基礎二級の技能検定の実技試験又は学科試験の全部又は一部	厚生労働大臣が別に定める基礎二級の技能検定の実技試験又は学科試験の全部又は一部

当該検定職種に相当する訓練科に關し、的確に行われたと認められる技能照査に合格した者	基礎二級の技能検定の学科試験の全部	基礎二級の技能検定の学科試験の全部
厚生労働大臣が別に定めるところにより基礎二級の技能検定において実技試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに關する知識を有すると認めた者	厚生労働大臣が別に定めるところにより基礎二級の技能検定の学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに關する知識を有すると認めた者	厚生労働大臣が別に定めるところにより基礎二級の技能検定の学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに關する知識を有すると認めた者
7 次の表の上欄に掲げる者は、単一等級の技能検定に係る技能検定試験についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験の免除を受けることができる。	免除を受けることができる者	免除の範囲
単一等級の技能検定に合格した者	同一の検定職種に係る単一等級の技能検定の学科試験	同一の検定職種に係る単一等級の技能検定の学科試験